

五 法第六十九条第二項第六号に掲げる事項
次のイからホまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからホまでに定める書類
イ 電気事業法第二条の二の登録 規則第三条の五第一項に規定する書類
ロ 電気事業法第二十七条の十五の登録 規則第四十五条の七第一項に規定する書類
ハ 電気事業法第二条の六第一項の変更登録 規則第三条の七第一項に規定する書類
ニ 電気事業法第二十七条の十九第一項の変更登録 規則第四十五条の九第一項に規定する書類
ホ 電気事業法第四十八条第一項の規定による届出 規則第六十六条第一項又は第二項に規定する書類

○特許庁告示第六号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二十二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月一日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第五十五号	平成二十八年四月一日	株式会社バソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 （代表取締役 南部 靖之）	十一 先行技術調査（動力機械） 内燃機関の制御、燃料の供給、エンジン、弁・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等 十三 先行技術調査（一般機械） 継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置、ブレーキ、緩衝、防振、シール・圧力容器等 十五 先行技術調査（搬送組立） 運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立ウエハ等の取扱い（移送等） 印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等	株式会社バソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○国土交通省告示第六百七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハを同号ニとし、同号ロ中「第75条の2」を「第75条の3第1項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた共通構造部に備えられている装置

第五条第一項第九号中「第75条の2第1項」を「第75条の3第1項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第75条の2第1項」を「第75条の3第1項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第75条の2第3項」を「第75条の3第3項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合又は同条第4項の規定による取消しのための判定を行う場合

第十一号第三項第三号中「及び第75条の2第3項」を「、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び第75条の3第3項」に改める。

第二十二号第十五号中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」及び「生徒、児童」を「児童、生徒」に改める。

第二十四号第一項第二号及び第三号第三号中「第75条の2第1項」を「第75条の2第1項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の3第1項」に改める。

第三十一号中「第75条の2の規定による装置の型式の指定の場合」を「第75条の2第1項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合」に改める。

十六 先行技術調査（繊維包装機械） 紙送り（給紙、搬送、排紙）、繊維機械、被服、包装機械、紙製品、包装容器、大型容器（コンテナ、タンク等）等	三十六 先行技術調査（デジタル通信） 符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等
---	---